

## 必要書類の受取り

- ✔ 最寄りの年金事務所やお住まいの市（区）役所、町役場で、必要な書類一式の配布を受けます。
- ✔ 何度も年金事務所に足を運ぶことを避けるために、初回相談時に必要な書類一式をもらうようにしましょう！

## 必要書類の準備

- ✔ 受診状況等証明書：障害の原因となった病気についてはじめて診療を受けた医療機関で発行を依頼します。初診日、障害認定日を確認しましょう。
- ✔ 診断書：主治医に作成を依頼します。

患者さんにて記入します。

- 障害給付年金請求書、病歴・就労状況等申立書など

## 必要な書類一式の提出

- ✔ 障害級年金請求書
- ✔ 医師の診断書
- ✔ 受診状況等証明書
- ✔ 病歴・就労状況等申立書
- ✔ 基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- ✔ 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか
- ✔ 受取先金融機関の通帳等のコピー（本人名義）などの書類一式を年金請求書を最寄りの年金事務所やお住まいの市（区）役所、町役場へ提出します。

## 審査結果

- ✔ 日本年金機構で内容を審査し、障害年金の支給が決定した場合には年金証書が、不支給だった場合は不支給決定通知書が送付されます。